

岩運輸第450号の2
岩運整第395号の2
令和5年12月4日

管内自動車運送事業者 各位

岩手運輸支局長
(公印省略)

事業用自動車の事故防止の徹底について

事業用自動車が第一当事者となる事故を削減するため「事業用自動車総合安全プラン2025」に基づき重点施策、削減目標を掲げ取り組んでいるところですが、令和5年10月末までに提出のあった自動車事故報告書によると「24時間死者数」が20人（前年同月+1人）、「飲酒運転事故件数」が6件（前年同月+5件）となり、前年同月の発生件数を上回る状況となっています。

また、東北運輸局管内の自動車運送事業者における発生件数が全国でワーストとなっている「大型車の車輪脱落事故」の10月末までの発生件数も前年と同数（13件）となっています。

つきましては、事業用自動車の事故による死者数の削減並びに飲酒運転事故及び大型車の車輪脱落事故の再発防止を図るため、下記のとおり運行管理、整備管理及び運転者教育の確実な実施について徹底し、事業用自動車の安全運行に万全を期すよう、お願いします。

記

1. 運転者の健康状態及び過労状態の把握を確実に行うとともに、適性診断の結果やドライブレコーダーの映像等を活用し運転者の特性を踏まえた指導を行うこと。
2. 運転者に対し、夜間や悪天候時においては、安全速度の徹底、早めのライト点灯及び走行用前照灯（ハイビーム）の活用等により安全を確保するよう指導すること。
3. 運転者に対し、アルコール依存度チェックや健康診断の結果を活用し、「事業用自動車の運転者による飲酒運転防止の徹底について」（令和5年6月12日付け東自監第41号、東自保第26号）に基づき指導すること。
4. 適切な車輪脱着作業について作業者を指導するとともに、車輪の脱着作業が適切に実施されていることの確認を確実に実施するよう指導すること。
5. 大型車の運転者に対し、確実な日常点検を実施するよう指導するとともに、車輪脱着後1～2ヶ月は特に左後輪の状態に注意するよう指導すること。

管内運輸支局長 殿

自動車交通部長

(公印省略)

自動車技術安全部長

(公印省略)

事業用自動車の運転者による飲酒運転の防止の徹底について

事業用自動車の運転者による飲酒運転事案については、関係機関、関係団体及び事業者の取り組みにより、令和3年には8件発生した飲酒運転事案が令和4年には1件となったところですが、令和5年5月末時点で3件の飲酒運転事案が発生し、本年6月5日には、福島県郡山市に営業所を置く一般乗用旅客自動車運送事業者の運転者が乗務の途中に飲酒し、酒酔い運転で現行犯逮捕される事案がありました。(別添参照)

特に、令和4年に発生した1件及び上記事案を含む令和5年に発生した3件は、いずれも乗務の途中に飲酒していたことが判明しております。

令和3年度から令和7年度を計画期間とする「事業用自動車総合安全プラン2025」において「飲酒運転ゼロ」の目標を掲げている中で、このような状況となっていることは誠に遺憾です。

つきましては、飲酒運転は極めて悪質で危険な犯罪行為であることを認識させ、飲酒運転の防止を徹底するよう、貴支局管内の自動車運送事業者に対し、下記について周知徹底をお願いします。

記

1. 運転者に対する指導監督の徹底について

「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用し、次のとおり指導監督を徹底すること。

- (1) 飲酒の影響を理解させるため、アルコール(飲酒量)が運転に及ぼす影響や飲酒習慣が健康に及ぼす影響について、計画的かつ継続的に教育を実施すること。
- (2) 運転者の健康診断、適性診断結果をもとに個人面談等を行い、特に飲酒習慣のある運転者に対しては、飲酒実態を把握したうえで適切な指導や改善等に取り組むとともに、アルコール依存症が疑われる場合は、早期に専門医への相談を促す等適切にサポートすること。

○バス事業者編：

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/bus_honpen.pdf

○タクシー事業者編：

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/taxi_honpen.pdf

○トラック事業者編：

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/truck_honpen.pdf

- (3) 飲酒運転が発覚した場合、自身のみならず所属する運送事業者の管理責任、社会的責任が追求され信用を大きく失墜すること、また、家族や周囲の人の生活への影響が及ぶこともあり得ることを理解させ、改めて「飲酒運転を絶対にしない」意識の定着を図ること。

2. 点呼の厳正な実施について

- (1) 帰庫時の点呼の実施にあたっては、アルコール検知器を使用した確認のほか、運転者の状態を目視等で確認して、乗務中における飲酒の有無の確認を徹底すること。
- (2) 遠隔地における点呼では、適切な時期に点呼を執行し、アルコール検知器の使用を徹底する等、休息中の飲酒により飲酒運転を招かない管理体制や手法を構築すること。

令和5年に発生した事業用自動車重大事件事例

東北運輸局

事故の種類	発生日月	発生場所	事業の種類 (管轄支局)	事案概要
酒気帯び事故	令和5年4月	岩手県	トラック (青森)	県道のトンネル内を走行中に側壁に接触、その衝撃でセンターラインを超え対向車と衝突した事故を惹起した運転者が搬送された病院で高濃度のアルコールが検出され逮捕された。 ※運行途中に購入し運転中に飲酒した事案
酒酔い事故	令和5年6月	福島県	タクシー (福島)	県道の直線道路を走行中に道路左側のガードパイプに衝突する事故を惹起した運転者にアルコールチェックを実施したところ、呼気から0.15mg/lを超える濃度のアルコールが検出され逮捕された。 ※客待ち待機中に飲酒した事案
酒気帯び事故	令和5年8月	福島県	トラック (福島)	県道の直線道路を走行中に道路左側の用水路に脱輪し電柱に衝突する事故を惹起した運転者にアルコールチェックを実施したところ、呼気から0.15mg/lを超える濃度のアルコールが検出され逮捕された。 ※休憩中に飲酒した事案
死傷	令和5年3月	宮城県	タクシー (宮城)	深夜、国道の交差点を青信号で直進したところ、赤信号を無視して横断していた歩行者の発見が遅れ衝突した。 この事故により歩行者が死亡。 ※車両側はロービーム走行。速度超過あり。
死傷	令和5年8月	青森県	トラック (青森)	夕暮れ時、県道交差点を右折したところ、横断歩道を横断中の歩行者に気づかず衝突した。 この事故により歩行者が死亡。
衝突	令和5年4月	山形県	トラック (山形)	早朝、高速道路のトンネル内を走行中、運転操作を誤り側壁に衝突。 この事故により運転者が死亡。 ※漫然運転による前方不注視によるものと推測
車両故障 (車輪脱落)	令和5年6月	岩手県	トラック (秋田)	県道を走行中、左後輪のタイヤ1本が脱落。脱落したタイヤは小屋に衝突し停止。 この事故による人的被害の発生はなし。 ※3月点検後、約1月半後の事故。 ※原因は、ナットの緩み。
車両故障 (車輪脱落)	令和5年7月	宮城県	トラック (福島)	高速道路を走行中、右前後輪のタイヤ1本が脱落。 この事故による被害の発生はなし。 ※原因はホイールの損傷。
車両故障 (車輪脱落)	令和5年9月	秋田県	トラック (岩手)	県道交差点を右折走行中、違和感があり停車して確認したところ左後前輪のタイヤ2本が脱落。 この事故による被害の発生はなし。 ※3月点検後、約1週間後の事故。 ※原因は、ナットの緩み。